

①分 野	3 情報・通信関係 (6) 社会・行政の情報化	②意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会
③項 目	環境関連の法に基づく届出書、許可申請書の電子化		
④意見・要望等の内容	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、工場立地法、廃棄物処理法、海洋汚染災害防止法等の環境関連の法に基づく届出書、許可申請書について、電子データでの提出を認めていただきたい。		
⑤関係法令	海洋汚染災害防止法、PRTR法等 ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第18条の2第2項 ・ PRTR法第5条第2項 等	⑥共管	経済産業省等
⑦制度の概要	海洋汚染災害防止法等に基づく届出書、許可申請書の提出については、書面による提出を義務付けている。		
⑧計画等における記載	規制緩和推進3か年計画(再改定)別紙4 3(b) 運輸行政に係る申請、届出、報告書等の手続について、対面審査を要さないものを中心に電子媒体による提出を認めるとともに、オンライン化について検討を進める。		
⑨状 況	☒ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期: 運輸省申請・届出等手続の電子化推進アクションプラン参照)		
(説明) 国土交通省では、平成12年に、「申請・届出等手続の電子化推進アクション・プラン」を策定しており、同プランによれば、国土交通省所管の環境関連の法に基づく届出書、許可申請書については、平成13年度にオンライン化実施予定のPRTR法(「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」)の手続をはじめ、平成15年度までに「海洋汚染災害防止法」等約70手続をオンライン化する予定である。 なお、同プランは、政府全体の方針で、平成13年中に見なおしを行う予定である。			
⑩担当局課室名	総合政策局情報管理部情報企画課行政情報システム室 (連絡先)03-5253-8335		

①分 野	3 情報・通信関係 (6) 社会・行政の情報化	②意見・要望提出者	(社) 経済団体連合会 (社) リース事業協会
③項 目	自動車の生産・販売・流通に伴う諸行政手続の電子化等		
④意見・要望 等の内容	自動車の生産・販売・流通に伴って必要となる諸行政手続等の電子化等を早急に実現すべきである。		
⑤関係法令	道路運送車両法、自動車登録令 他 (国土交通省所管のみ記載)	⑥共管	警察庁、総務省、法務省、財務省
⑦制度の概要	自動車の保有に際しては、各関係法令に基づき各々の窓口における申請等手続が必要であるとともに、各々書面によることが必要である。		
⑧計画等における記載	規制緩和推進 3 か年計画 (再改定) 3 (6) 社会・行政の情報化 自動車保有関係手続については、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成 11 年 12 月 28 日高度情報化推進本部決定)に基づき、電子化によるワンストップサービスの実現を図るべく、諸課題を解決し、ワンストップサービスの稼働開始を目指す。 また、短期的には、電子化以外の方法による申請者負担の軽減等を図る。		
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ☒ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期:)		
(説明) 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続については、総理大臣への「バーチャルエージェンシー」の最終報告を受け、平成 11 年 12 月、「高度情報通信社会推進本部」において政府方針を決定、概ね平成 17 年を目途に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指すこととされた。 平成 12 年 4 月、上記推進本部決定に基づき、政府に「ワンストップサービス推進関係省庁連絡会議」を設置し、ワンストップサービス・システムの構築に向け実証実験及び検討を進めている。			
⑩担当局課室名	自動車交通局技術安全部管理課 (連絡先) 03-5253-8588		

①分 野	3 情報・通信関係 (6) 社会・情報の経済化	②意見・要望提出者	規制改革委員会、(社)経済団体連合会、(社)関西経済連合会
③項 目	インターネット上での旅行取引の促進		
④意見・要望等の内容	旅行取引による取引条件書等について、書面の代わりに、電子的手段による交付・確認ができるようにすべきである。		
⑤関係法令	旅行業法第12条の4、第12条の5 旅行業法施行規則第25条～第27条	⑥共管	なし
⑦制度の概要	旅行取引においては、取引条件書等を書面で交付することが義務付けられている。このため、インターネット等で旅行商品を販売する際には、取引条件書等を利用者が印字することが求められる。		
⑧計画等における記載	該当なし		
⑨状 況	☒ 措置済・措置予定 ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期:平成13年4月)		
(説明) 旅行業法第12条の4及び第12条の5に規定する書面交付の義務付けについては、従来の手続に加え、送付される側の同意を条件に、電子メール等の電子的手段によっても行えるよう法律改正をした(書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成12年法律第126号):平成12年11月に成立・公布、平成13年4月に施行予定)。			
⑩担当局課室名	総合政策局観光部旅行振興課 (連絡先)03-5253-8330		

①分 野	3 情報・通信関係 (6) 社会・行政の情報化 6 基準・規格・認証・輸入関係 (3) 輸入、通関手続等	②意見・要望 提出者	(社) 日本船主協会 (社) 経済団体連合会 (社) 関西経済連合会 規制改革委員会
③項 目	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現		
④意見・要望 等の内容	他省庁と重複する資料または単なる参考資料として提出を求められている資料については、一元化あるいは廃止等、手続きの一層の簡素化を図った上で E D I 化、ペーパーレス化に移行すべきである。 S e a - N A C C S による輸出入手続と港湾 E D I サーバによる船舶の港湾諸手続との接続を図り、真のワンストップサービスを実現すべきである。		
⑤関係法令	なし	⑥共管	なし
⑦制度の概要	船舶の入出港時の港湾管理者及び港長等に対し提出する入出港届、係留施設使用許可の申請書等については、従来はそれぞれに対し書面により提出されていた。		
⑧計画等における記載	規制緩和推進 3 か年計画（再改定）の 3 (6) ○ (b) 、 6 (3) ⑰ 平成11年度までを目途に、外為法に基づく輸出入許可及び承認の手続と、主要港湾における出入港の行政手続を E D I （電子データ交換）化して、関税法に基づく輸出入許可の手続等を処理する通関情報処理システム等との連携を図ることにより、輸出入及び港湾諸手続のペーパーレス化及びワンストップサービスの実現など極力手続の簡素化、透明化、迅速化を目指す。		
⑨状 況	☒措置済・措置予定 ☒検討中 ☐措置困難 ☐その他 (実施時期：平成11年10月) （説明） 港湾管理者・港長に係る入出港の行政手続きを E D I 化するためのシステム（港湾 E D I システム）を平成 1 1 年 1 0 月より稼動した。また、入出港における申請者の更なる負担軽減を図るため、港湾 E D I システムと海上貨物通関情報処理システム（S e a - N A C C S ）とを接続し、複数の行政機関に共通する入出港手続について、同一の回線・端末を使用して 1 回の入力で各行政機関への手続を行えるよう所要の措置を、平成 1 3 年度中を目途に講じる。		
⑩担当局課室名	港湾局環境・技術課（連絡先）03-5253-8681 政策統括官付政策調整官（連絡先）03-5253-8799 海上保安庁警備救難部航行安全課（連絡先）03-3591-2776		

①分 野	3 情報・通信 (6)社会・行政の情報化	②意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
③項 目	学術報告書の電子化			
④意見・要望 等の内容	論文・報告書の電子化及びインターネット上での販売			
⑤関係法令			⑥共管	
⑦制度の概要				
⑧計画等にお ける記載				
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 (実施(予定)時期:) ☐ 検討中 ☐ 措置困難 ☒ その他			
(説明) 学術報告書の電子化については、各機関において実施した主な研究の成果等の概要を各機関のホームページに掲載している。				
⑩担当局課室 名	大臣官房技術調査課(連絡先: 03-5253-8218)			

①分 野	3 情報・通信 (6) 社会・行政の情報化	②意見・要望提出者	(社) 全日本トラック協会	
③項 目	特殊車両通行許可申請手続き			
④意見・要望等の内容	・ 手続方法、添付書類の簡素化			
⑤関係法令	道路法第47条、第47条の2		⑥共管	なし
⑦制度の概要	○ 車両諸元の最高限度を超える車両を通行させる場合には、道路管理者の特殊車両通行許可が必要。 ○ 許可申請書には通行経路を示した経路図の添付が必要。			
⑧計画等における記載	規制緩和推進計画3カ年計画5-(10) ○ 特殊車両通行許可手続について、経路図の提出部数の削減、包括申請における車種区分の見直し、審査期間の短縮等について検討する ○ 経路図について、コンピューター端末による自動作成やフレキシブルディスクによる提出を可能とする等のためのシステムを開発、供用する。			
⑨状 況	■措置済・措置予定 □検討中 □措置困難 □その他 (一部実施時期：平成12年10月)			
(説明) インターネットによってパソコン画面で検索される地図を活用し、より簡便に申請書の作成や申請算定ができるシステムを、平成12年10月より試行運用を開始しているところである。これは、現在道路情報便覧付図を調べながら経路選定を行っているところ、上記システムを利用することにより、経路選定をパソコン画面上の地図で行い、その都度通行可否及び条件を確認でき、基本的にエラーのない申請が可能となるものである。 また、付属書類の経路図についても、平成12年10月より提出部数を2部に削減した。				
⑩担当局課室名	道路局道路交通管理課 (連絡先：03-5253-8482)			

①分 野	3 情報・通信 (6) 社会・行政の情報化	②意見・要望提出者	(社)全日本トラック協会	
③項 目	特殊車両通行許可申請手続き			
④意見・要望 等の内容	審査期間の短縮			
⑤関係法令	道路法第47条、第47条の2		⑥共管	なし
⑦制度の概要	○ 申請の処理期間については、新規又は変更3週間、更新2週間を標準処理期間としている。			
⑧計画等における記載	規制緩和推進計画3カ年計画5-(10) ○ 特殊車両通行許可手続について、経路図の提出部数の削減、包括申請における車種区分の見直し、審査期間の短縮等について検討する			
⑨状 況	☐ 措置済・措置予定 ☒ 検討中 ☐ 措置困難 ☐ その他 (実施(予定)時期:)			
(説明) 1 申請に対して許可するまでの標準期間として、 1) 申請経路が、他の道路管理者との包括的な事前協議を了している道路情報便覧記載路線であること。 2) 申請車両が、詳細な審査や協議が不要となる一定の車両諸元であること。 の場合、新規及び変更申請にあっては3週間、更新申請にあっては2週間としている。 2 今後は、道路情報便覧掲載路線の順次拡大などを図るとともに、オンライン化に向けたシステムの開発を推進することにより、処理期間の短縮を検討する。				
⑩担当局課室名	道路局道路交通管理課(連絡先:03-5253-8482)			